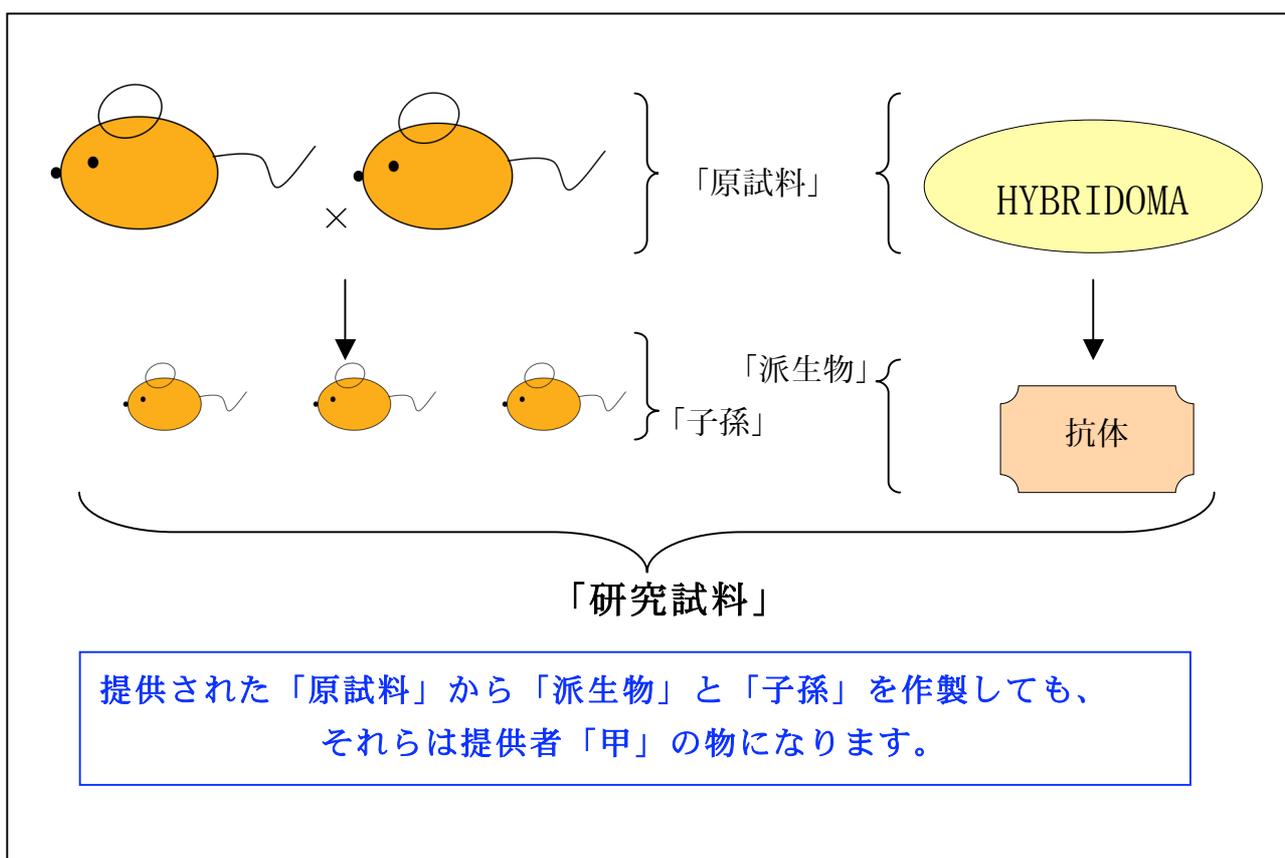


概略：京都大学研究試料移転契約書／KUMTA (Based on UBMTA)

この契約書では、契約当事者「甲」として定められる京大が「乙」として定められる別の機関に提供する、「研究試料」の取り扱いに関する約束が記載されています。

本契約書において、提供する試料そのものは、「原試料」として定められており、「原試料」とその「子孫」及び「派生物」を「研究試料」と定めています。

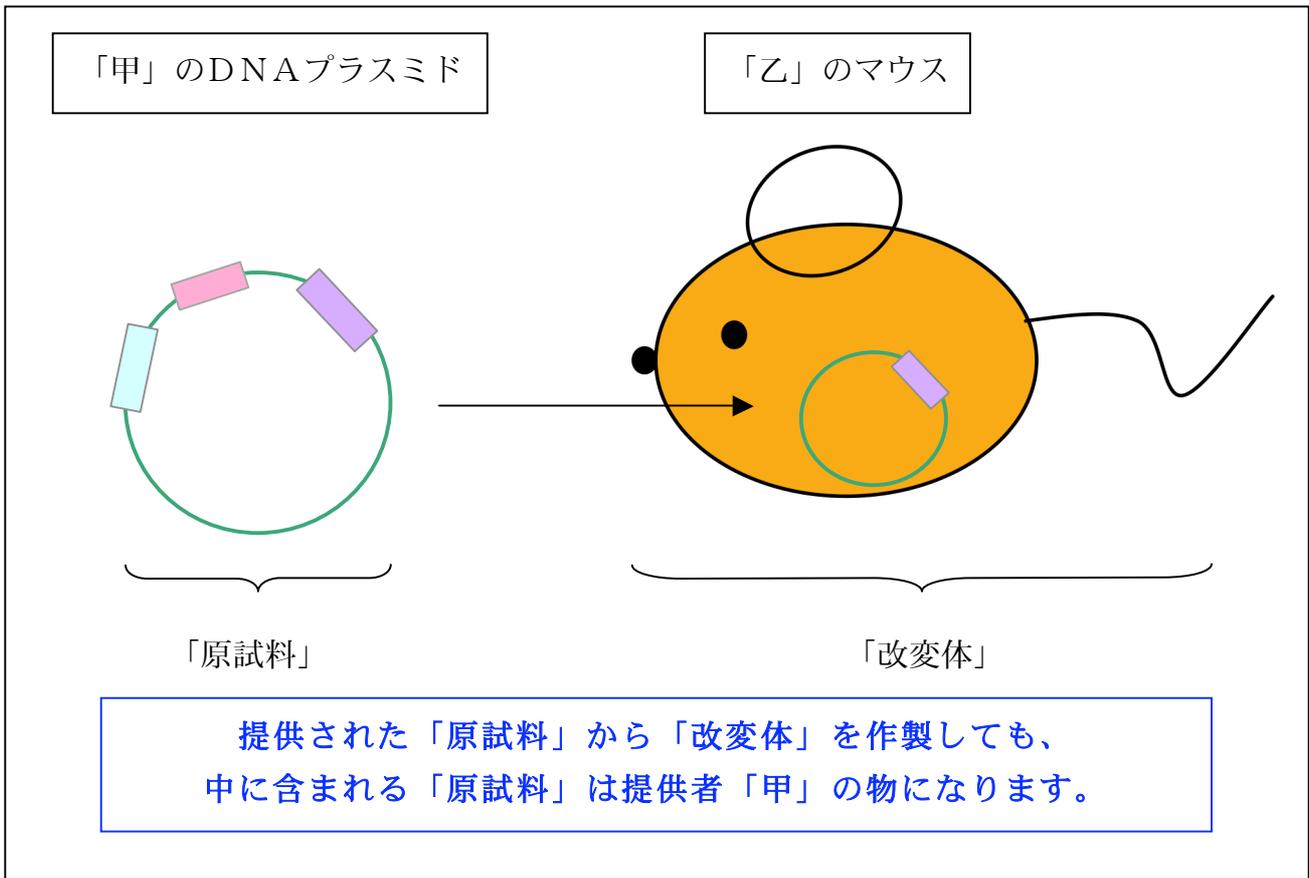
図1



これら「研究試料」は、甲のものとなります。

「研究試料」を使用して「乙」がなした発明、又は作製したものは、提供先の「乙」のものとなりますが、「改変体」の中に含まれる「研究試料」は、「甲」のものになります。

図2



よって、「乙」における成果に関し「乙」は特許出願およびライセンスをすることが出来ます。但し、その対象物に「甲」の所有物である「研究試料」（即ち「原試料」、「子孫」及び「派生物」）が含まれている場合、「乙」は特許出願後、直ちに「甲」にその旨を伝えることになっています。また、そのようなものを第三者（主に営利機関）にライセンスする場合には、「乙」は、「甲」の所有物である「研究試料」にかかる部分に関し、「甲」よりライセンスを取得する必要があることになっています。

「乙」における成果に、「甲」、「乙」、共同の努力が認められる場合は、その成果を共有出来ることになっています。（提供者「甲」からの Know-how 等の提供が伴う場合等）

「研究試料」の使用条件は、以下の通りとなっています。

- 契約書の冒頭記載の研究のみに使用可
- 学術、教育目的のみに使用可
- 乙の研究責任者とその直接指導を受ける者のみが使用可
- 機関内でも、他者への移転は禁止

「乙」に第三者から「研究試料」の分与依頼があった場合、「乙」は「甲」に連絡し、「甲」は、少なくとも非営利機関に所属する研究者には「研究試料」を提供することになっています。

「乙」による論文発表に関しては、一切制限をもうけていませんが、全ての公表において、「研究試料」の出所が明記されることとなっています。

秘密保持に関する記載も設けておりませんので、未公開の情報を提供する場合で、秘密保持が必要な場合には、別途ご相談ください。

契約の期間の終了は、以下のいずれかになっています。

- 試薬カタログや公的バンクより一般的に入手可能となったとき
- 「乙」における研究が終了したとき
- 「甲」または「乙」により終結を希望する旨が通知された場合

発送に掛かる費用は、「乙」が負担することになっています。

より詳しい内容に関しましては、契約書の条文をご参照くださいますようお願いいたします。

#### 概略： 京都大学研究試料移転契約書（簡易版）／KUSLA

この簡易版契約では、上述の標準の契約書（KUMTA）では網羅されている知的財産の取り扱いが省略されています。また使用条件も緩やかになっており、教育又は学術目的に使用を限ること以外記載がありません。よって、研究内容の記載もございませんが、以下のことが守られるべき内容として定められています。

- 第三者への再分与の禁止
- 論文等での公表の際、出所を明記
- 使用においてガイドラインの遵守

また、発送に掛かる費用は、標準のひな形同様「乙」（受領者）が負担することになっています。